

東近江市における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	利用期間	関係者
八日市駅	東近江市八日市浜野町1番地先（北進・南進）	滋賀タクシー株式会社が行う旅客の運送（一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）、（路線不定期運行））（通称「予約型乗合タクシー『ちょこっとタクシー』」）の用に供する自動車	当該停留所を使用している一般乗合旅客運送事業者と運行時刻について、調整を図ること。停留所における停車または駐車は、当該事業の運行時間内に限ること。	令和8年4月1日から当面の間	東近江市長 滋賀県公安委員会 近畿運輸局長
アピア前	東近江市八日市浜野町3番1号地先（北進・南進）				
JAグリーン近江前	往路（南進）：東近江市八日市町1番17号地先				
	復路（北進）：東近江市八日市本町4番14号地先				
図書館・江州音頭会館前	往路（南進）：東近江市八日市金屋二丁目6番25号地先				
	復路（北進）：東近江市八日市金屋一丁目5番12号地先				
文芸会館・青葉メディカル前	往路（南進）：東近江市青葉町1番48号地先				
	復路（北進）：東近江市東中野町4番13号地先				
消防署前	往路（南進）：東近江市東今崎町5番33号地先				
	復路（北進）：東近江市今崎町163番地先				
今堀	往路（東進）：東近江市今堀町476番地先				
	復路（西進）：東近江市今堀町525番2号地先				
蛇溝	東近江市蛇溝町141番地先（北進・南進）				
市辺	東近江市市辺町1909番地先（北進・南進）				
野口	東近江市三津屋町29番21号地先（北進・南進）				
あかね幼稚園	東近江市三津屋町12番地先（北進・南進）				
三津屋	東近江市三津屋町654番地先（北進・南進）				
三津屋西	東近江市三津屋町1029番地先（北進・南進）				
柏木	東近江市柏木町550番1号地先（北進・南進）				
光明寺前	東近江市上平木町883番地先（北進・南進）				
平田コミュニティセンター	東近江市下羽田町162番地先（北進・南進）				
野端	東近江市下羽田町野端210番23号地先（北進・南進）				
下羽田開発	東近江市下羽田町開発295番地先（北進・南進）				
上平木	東近江市上平木町1850番1号地先（北進・南進）				
鳴谷	東近江市上平木町3333番地先（北進・南進）				